

建築基準法第48条第1項ただし書許可に係る公聴会「浦添市多目的運動施設新築工事等」意見書

日時: 令和5年2月13日(月) 午後7時00分から午後8時30分まで

場所: 浦添市役所本庁舎6階 601会議室

出席者: 【利害関係者】4名

NO.		ご意見	回答
1	新市民体育館	施設内のトイレ等が清潔に保たれ長持ちしやすい設計としてください。	市民体育館として市民利用のほか、興行利用も見据えた計画としており、当該意見も踏まえ整備に取り組みます。
2		自転車置き場として十分なスペースを確保してください。	自転車置き場の検討は、令和4年度に補助採択された、ウラオソイ スポーツ・観光交流拠点形成推進事業による、浦添運動公園の再整備の中で検討・計画していくところです。当該意見を確認しつつ、検討していきます。
3		体の不自由な方にも配慮した設計としてください。	バリアフリー法及び福祉のまちづくり条例等関係法令を遵守し、整備に取り組みます。
4		交通弱者が利用できるようなサポートも検討してほしい。	新市民体育館整備では、近接する立体駐車場の地下階に障がい者用等駐車スペースを設ける計画であり、障がい者等の利用者が円滑に利用できるよう整備を進めていきます。一方、交通弱者の当該公園や運動施設の利用については、どのようなサポートが可能であるか、今後、関係部局と連携し研究していきます。

建築基準法第48条第1項ただし書許可に係る公聴会「浦添市多目的運動施設新築工事等」意見書

日時:令和5年2月13日(月) 午後7時00分から午後8時30分まで

場所:浦添市役所本庁舎6階 601会議室

出席者:【利害関係者】4名

NO.		ご意見	回答
5	新市民体育館	SGDsの取組みとして、エネルギー削減のために外断熱と新型太陽光パネルの設置を要望します。	太陽光パネルについては、屋根形状や確保できるスペースの計画上の関係より設置の検討は行っておりません。 しかしながら、環境影響への配慮として、エネルギー低減を考慮した空調設備を採用するなどの計画を進め、整備に取り組みます。
6		新市民体育館と既存市民体育がそれぞれあることで、正門からの視界が遮られ、目障りに感じる。公園全体として広い空間としてほしい。	正門及び中央園路の空間の検討は、令和4年度に補助採択された、ウラオソイスports・観光交流拠点形成推進事業による、浦添運動公園の再整備の中で検討・計画していくところです。当該意見を確認しつつ、検討していきます。
7	市民体育館 (既存施設)	雨漏り対策の工事に合わせて、新型太陽光パネルを設置してください。	現市民体育館は、建設後35年を経過し、老朽化している状況で、雨漏り対策等の維持修繕を定期的に行っているところです。新市民体育館の供用開始予定の令和8年では、現市民体育館の老朽化や陳腐化が見込まれるため、今後、現市民体育館の今後の在り方について、浦添運動公園の再整備の中で検討・計画していくところであり、当該意見を確認しつつ、検討していきます。
8		空調設備の設置ができないか検討してください。	現市民体育館は、建設後35年を経過し、老朽化している状況で、雨漏り対策等の維持修繕を定期的に行っています。新市民体育館の供用開始予定の令和8年では、現市民体育館の老朽化や陳腐化が見込まれるため、今後、現市民体育館の今後の在り方について、浦添運動公園の再整備の中で検討・計画していくところであり、当該意見を確認しつつ、検討していきます。

建築基準法第48条第1項ただし書許可に係る公聴会「浦添市多目的運動施設新築工事等」意見書

日時：令和5年2月13日（月） 午後7時00分から午後8時30分まで

場所：浦添市役所本庁舎6階 601会議室

出席者：【利害関係者】4名

NO.		ご意見	回答
9	市民体育館 (既存施設)	稼働率が高いとあるが、正確な数値を示してください。	現市民体育館は、1階の武道場や2階の体育館等を併せ、令和3年度の年間利用者数は、105,723人です。 コロナ禍前の平成30年度は192,068人で、約6割減少しているものの、徐々に利用者は増加傾向にあります。 月平均は8,810人、日平均は290人となっています。 他施設比較 (施設規模や仕様が異なるため単純比較は困難であるため参考値) 県総合運動公園体育館 R3d日平均305人 ※体育館のみ 奥武山武道館 R3d日平均303人 ※アリーナのみ
10	駐車場	既存駐車場について運用検討、位置や形状の変更等へ取組みとあるが、漠然としていて計画が不明瞭です。	位置や形状の変更等の取組みは、令和4年度に補助採択された、ウラオソイスポーツ・観光交流拠点形成推進事業による、浦添運動公園の再整備の中で検討・計画していくところです。また、駐車場の運用の検討に取組んでおり、公園利用者の円滑な利用促進に向けて、駐車場を適正に管理できるよう、管理・運営について検討していきます。
11		人流の増に応えられるだけの駐車場の問題に直結する。	駐車場の問題の取組みは、令和4年度に補助採択された、ウラオソイスポーツ・観光交流拠点形成推進事業による、浦添運動公園の再整備の中で検討・計画していくところです。また、駐車場の運用の検討に取組んでおり、公園利用者の円滑な利用促進に向けて、駐車場を適正に管理できるよう、管理・運営について検討していきます。
12		周辺住民として、近隣への路上迷惑駐車だけは受入れ難いです。	当該公園の運動施設指定管理者等と連携し、路上駐車の見回りや、公園利用者に対する迷惑行為禁止の通知など、近隣道路の環境に影響を及ぼさないよう対策を講じています。引き続き、当該対策に取り組めます。

建築基準法第48条第1項ただし書許可に係る公聴会「浦添市多目的運動施設新築工事等」意見書

日時:令和5年2月13日(月) 午後7時00分から午後8時30分まで

場所:浦添市役所本庁舎6階 601会議室

出席者:【利害関係者】4名

NO.		ご意見	回答
13	駐車場	現在の問題として、イベントなど人の出入りが多くなるほど周辺への路上駐車が増えて迷惑になっています。迷惑看板の設置をお願いしたが一時的な対策にしかっていないです。交通対策において、周辺駐車場の活用とあるが、カルチャーパークでイベントがあると、それだけで駐車場が飽和状態で足りなくなるため、対策として不十分。	駐車場の問題の取組みは、令和4年度に補助採択された、ウラオソイ スポーツ・観光交流拠点形成推進事業による、浦添運動公園の再整備の中で検討・計画していくところです。また、駐車場の運用の検討に取組んでおり、公園利用者の円滑な利用促進に向けて、駐車場を適正に管理できるよう、管理・運営について検討していきます。
14		てだこホール裏側について、中央の芝生部分を残した形で半地下の立体駐車場を整備してほしい。	現在、カルチャーパークについては、社会資本整備総合交付金等を活用しながら、公園整備を進めています。当該公園への半地下の立体駐車場については、整備目的との整合を図りつつ、敷地規模等の諸条件と照らし合わせながら、検討する必要があるため、今後の研究課題とします。
15		雨水浸透方式を検討してください。	駐車場の問題の取組みは、令和4年度に補助採択された、ウラオソイ スポーツ・観光交流拠点形成推進事業による、浦添運動公園の再整備の中で検討・計画していくところです。当該意見を確認しつつ、検討していきます。
16	陸上競技場	新市民他体育館の建設に伴う、陸上競技場の工事後も陸連の承認を得られる施設としてください。	陸上競技場の検討は、令和4年度に補助採択された、ウラオソイ スポーツ・観光交流拠点形成推進事業による、浦添運動公園の再整備の中で検討・計画していくところです。当該意見を確認しつつ、検討していきます。

建築基準法第48条第1項ただし書許可に係る公聴会「浦添市多目的運動施設新築工事等」意見書

日時:令和5年2月13日(月) 午後7時00分から午後8時30分まで

場所:浦添市役所本庁舎6階 601会議室

出席者:【利害関係者】4名

NO.		ご意見	回答
17	陸上競技場	工事中も中央部分でサッカーができるようにしてください。	工事期間中の陸上競技場については、工事関連資材置場、作業スペース、現場事務所設置及び残土仮置き場として活用することから、全面的に利用不可となります。
18	その他	若者が集う、聖地となるような整備を要望します。	スケートボードエリアには、当該公園の各施設に電気を供給する受電所を設置する計画です。受電所を除いた当該エリアの検討は、令和4年度に補助採択された、ウラオソイ スポーツ・観光交流拠点形成推進事業による、浦添運動公園の再整備の中で検討・計画していくところであり、当該意見を確認しつつ、検討していきます。
19		カルチャーパーク駐車場においてホテル建築などの多目的開発を検討してください。合わせて、空港から向かう大型バスなどに考慮し、国道330号北向け車線からの車両の進入についても検討してほしい。	現在、カルチャーパークについては、社会資本整備総合交付金等を活用しながら、公園整備を進めている。当該公園へのホテル等の建設については、整備目的との整合を図りつつ、敷地規模等の諸条件と照らし合わせながら、検討する必要があるため、今後の研究課題とします。 国道330号からの大型バスの車両進入は、当該公園敷地の狭隘や国道からの大型バス車両の進入軌跡などを踏まえると、その実現性は低いものと考えます。
20		工事期間中は、浦添ハイツ側が通行可能となっており迷惑駐車が増えることを危惧している。	当該公園の運動施設指定管理者等と連携し、路上駐車の見回りや、公園利用者に対する迷惑行為禁止の通知など、近隣道路の環境に影響を及ぼさないよう対策を講じています。引き続き、当該対策に取り組んでいきます。